

議案第 89 号

京丹後市税条例等の一部改正について

京丹後市税条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 6 月 10 日提出

京丹後市長 中山 泰

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、令和 5 年 1 月 1 日、令和 6 年 1 月 1 日及び令和 6 年 4 月 1 日を施行期日として段階的に施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

(別記)

京丹後市税条例等の一部を改正する条例

(京丹後市税条例の一部改正)

第1条 京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)の一部を次のように改正する。

第18条の4第1項中「交付」の次に「(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の」を加える。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第34条の9第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分の個人の府民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に、「二」を「2」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2

号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 特定配偶者の氏名

第73条の2第1項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第73条の3第1項中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第7条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

附則第10条の2第2項中「4分の3」を「5分の4」に改める。

附則第16条の3第2項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定

上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第17条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第20条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第20条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第24条を削る。

（京丹後市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 京丹後市税条例の一部を改正する条例（令和3年京丹後市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条中「第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定」を「この条例」に、「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中京丹後市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第24条を削る改正規定並びに第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日
- (2) 第1条中京丹後市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（京丹後市税条例の一部を改正する条例（令和3年京丹後市条例第17号）附則第2条の改正規定に限る。）の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中京丹後市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和6年4月1日）

（納税証明に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の京丹後市税条例（以下「新条例」という。）第18条の4第1項（法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の京丹後市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による新条例第73条の2第1項（法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による新条例第73条の3第1項（法第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

3 附則第1条の規定による新条例附則第10条の2第2項の規定は、令和4年4月1日以後に取得された施設又は設備に対して課する固定資産税について適用する。

（京丹後市手数料条例の一部を改正する条例）

第5条 京丹後市手数料条例（平成16年京丹後市条例第88号）の一部を次のように改正する。

京丹後市手数料条例別表第2税の部固定資産台帳閲覧手数料の項中「固定資産台帳」を「固定資産課税台帳」に改める。

京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市税条例</p> <p>平成16年4月1日 京丹後市条例第80号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第18条の3 (略) (納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付</p> <p><u>手数料は、京丹後市手数料条例(平成16年京丹後市条例第88号)第2条の規定による。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第19条～第32条 (略) (所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に</u></p>	<p>京丹後市税条例</p> <p>平成16年4月1日 京丹後市条例第80号</p> <p>目次 (略)</p> <p>第1条～第18条の3 (略) (納税証明書の交付手数料)</p> <p>第18条の4 法第20条の10の納税証明書の交付<u>(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)</u>の手 手数料は、京丹後市手数料条例(平成16年京丹後市条例第88号)第2条の規定による。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、手数料を徴しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第19条～第32条 (略) (所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

現行	改正案
<p><u>掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>(1) 第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>第34条～第34条の8 (略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができな</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>第34条～第34条の8 (略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第34条の9 所得割の納税義務者が、第33条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第34条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができな</p>

現行	改正案
<p>かった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の<u>個人の府民税</u>若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p>	<p>かった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書</u>に係る年の<u>末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税</u>若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第35条・第36条 (略) (市民税の申告)</p>	<p>第35条・第36条 (略) (市民税の申告)</p>
<p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</p>	<p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)</p>
<p>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>	<p>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>
<p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出す</p>	<p>2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出す</p>

現行	改正案
<p>第74条～第151条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の2 (略)</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条の4～第10条 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>4分の3</u>とする。</p> <p>3～20 (略)</p> <p>第10条の3～第16条の2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第33条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除</u></p>	<p>第74条～第151条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第7条の2 (略)</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 (略)</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第7条の4～第10条 (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は<u>5分の4</u>とする。</p> <p>3～20 (略)</p> <p>第10条の3～第16条の2 (略)</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の3 (略)</p> <p>2 <u>前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u></p>

現行	改正案
<p>く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合</p> <p>(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</p> <p>3 (略)</p> <p>第16条の4・第17条 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その所有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第17条の3～第20条 (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで)に提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項</u></p>	<p>改正案</p> <p>3 (略)</p> <p>第16条の4・第17条 (略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第17条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その所有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8 _____ の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>第17条の3～第20条 (略)</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>

現行	改正案
<p><u>において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)<u>に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)<u>に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>第36条の2第1項の規定による申告書</u></p> <p>(2) <u>第36条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第</p>	<p>改正案</p> <p>5 (略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第20条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第36条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第</p>

現行	改正案
<p>3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>第21条～第22条 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。以下「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>	<p>3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第4項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合</p> <p>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>第21条～第22条 (略)</p> <p>(個人の市民税の税率の特例)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>附 則 (施行期日等)</p>

現行	改正案
	<p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p><u>(1) 第1条中京丹後市税条例第36条の3の2の見出し及び同条第1項並びに第36条の3の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第7条の3の2第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則第24条を削る改正規定並びに第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日</u></p> <p><u>(2) 第1条中京丹後市税条例第33条第4項及び第6項、第34条の9第1項及び第2項、第36条の2第1項ただし書及び第2項並びに同条例附則第16条の3第2項、第20条の2第4項並びに第20条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条(京丹後市税条例の一部を改正する条例(令和3年京丹後市条例第17号)附則第2条の改正規定に限る。)の規定 令和6年1月1日</u></p> <p><u>(3) 第1条中京丹後市税条例第18条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項及び第73条の3第1項の改正規定並びに次条及び附則第4条の規定 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日(令和6年4月1日)</u></p> <p><u>(納税証明に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 第1条の規定による改正後の京丹後市税条例(以下「新条例」という。)第18条の4第1項(法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。</u></p> <p><u>(市民税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の京丹後市税条例(次項において「旧条例」という。)第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべ</u></p>

現行	改正案
	<p><u>き所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3 附則第1条第2号に掲げる規定による新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。(固定資産税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による新条例第73条の2第1項(法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧について適用する。</u></p> <p><u>2 附則第1条第3号に掲げる規定による新条例第73条の3第1項(法第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付について適用する。</u></p> <p><u>3 附則第1条の規定による新条例附則第10条の2第2項の規定は、令和4年4月1日以後に取得された施設又は設備に対して課する固定資産税について適用する。</u></p>

京丹後市税条例の一部を改正する条例(令和3年京丹後市条例第17号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案
<p>京丹後市税条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和3年6月10日 京丹後市条例第17号</p> <p>京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者</u>に限る」に改める。</p> <p>附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。</p> <p>附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 <u>第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定による改正後の京丹後市税条例の規定中個人の市民税に関する部分</u>は、令和6年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>京丹後市税条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">令和3年6月10日 京丹後市条例第17号</p> <p>京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。</p> <p>第36条の3の3第1項中「<u>扶養親族(</u>」の次に「<u>年齢16歳未満の者又は</u>」を加え、「<u>有しない者を除く</u>」を「<u>有する者に限る</u>」に改める。</p> <p>附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。</p> <p>附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 <u>この条例</u>による改正後の京丹後市税条例第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条第1項の規定は、令和6年度以降の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、京丹後市税条例の一部を改正する条例(令和3年京丹後市条例第17号)附則第2条の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。</u></p>

第 2 条による第 36 条の 3 の 3 改正経過説明資料

令和3年6月改正			(参考)令和4年6月改正
① 現行	② 改正案	④ 第 2 条による改正	③ 第 1 条改正
<p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、</p> <p style="text-align: center; color: blue;">扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)</p> <p style="text-align: center;">を有する者(以下この条において、「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、 ～以下略～</p>	<p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、</p> <p style="text-align: center; color: blue;">扶養親族(年齢 16 歳未満の者に限る。)</p> <p style="text-align: center;">を有する者(以下この条において、「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、 ～以下略～</p>	<p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<b style="color: red;">特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において<b style="color: red;">同じ。)又は扶養親族(<b style="color: red;">年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において、「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、 ～以下略～</p>	<p>第 36 条の 3 の 3 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、<b style="color: red;">特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。第 2 号において<b style="color: red;">同じ。)又は扶養親族(<b style="color: blue;">控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。)を有する者(以下この条において、「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、 ～以下略～</p>
令和 6 年 1 月 1 日から施行			令和 5 年 1 月 1 日から施行

京丹後市手数料条例(平成16年京丹後市条例第88号)新旧対照表【附則第5条関係】

現行			改正案		
京丹後市手数料条例 平成16年4月1日 条例第88号			京丹後市手数料条例 平成16年4月1日 条例第88号		
本則 (略) 別表(第2条関係)			本則 (略) 別表(第2条関係)		
区分	手数料の名称	手数料の額	区分	手数料の名称	手数料の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
税	1 市税に関する諸証明については、1年度、1納税義務者、1税目を1件とする。ただし、納税証明については、1年度、1納税義務者を1件とする。		税	1 市税に関する諸証明については、1年度、1納税義務者、1税目を1件とする。ただし、納税証明については、1年度、1納税義務者を1件とする。	
	2 1件について2枚以上を証明する場合は、1枚を1通とする。			2 1件について2枚以上を証明する場合は、1枚を1通とする。	
	3 閲覧は、1種類1回をもって1件とする。			3 閲覧は、1種類1回をもって1件とする。	
	住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円		住宅用家屋証明申請手数料	1件につき 1,300円
	諸税及び公課に関する証明	1通につき 300円		諸税及び公課に関する証明	1通につき 300円
	不動産に関する証明	1通につき 300円		不動産に関する証明	1通につき 300円
	営業に関する証明	1件につき 300円		営業に関する証明	1件につき 300円
	土地家屋名寄帳閲覧手数料	1件につき(納税義務者別) 300円		土地家屋名寄帳閲覧手数料	1件につき(納税義務者別) 300円
	図面(字限図)閲覧手数料	1件につき 300円		図面(字限図)閲覧手数料	1件につき 300円
	固定資産台帳 閲覧手数料	1件につき 300円		固定資産課税台帳閲覧手数料	1件につき 300円
税に関するその他の証明手数料	1通につき 300円	税に関するその他の証明手数料	1通につき 300円		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			<p align="center"><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。</p>		

京丹後市税条例の一部改正 改正概要

議案第89号 参考資料1

○地方税法等の一部を改正する法律等に係る改正

No	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令	施行期日
1	(納税証明書の交付手数料) 第18条の4第1項	規定の整備	<納税証明書に記載する住所表示の特例措置> 登記所から市町村への登記済通知書に、「DV被害者等の住所に代わる事項」がある場合は、当該事項を記載したものを交付する。	法第20条の10 法第382条の4	令和6年4月1日
2	(所得割の課税標準) 第33条第4項、第6項	規定の整備	<上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し> 個人住民税の所得割額の課税標準の算定について、所得税と個人住民税の課税方式を一致させる。	法第313条第13項、第15項	令和6年1月1日
3	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9第1項、第2項	規定の整備	<上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し> No.2の改正に伴い、「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」とする。	法第314条の9第1項	令和6年1月1日
4	(市民税の申告) 第36条の2第1項	規定の整備	<配偶者特別控除の適用要件の明確化> 個人住民税の申告において、配偶者特別控除を適用する場合の納税義務者及び配偶者の所得要件等を明確化する。	法第317条の2第1項	令和6年1月1日
5	(市民税の申告) 第36条の2第2項	項ズレ		施行規則第2条第4項	令和6年1月1日
6	(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2第1項	見出し修正 規定の整備	<配偶者特別控除の適用要件の明確化及び記載事項の追加> 給与所得者が市へ提出する扶養親族等申告書に、配偶者特別控除を適用する場合の所得要件等を明確化し、「配偶者の氏名」の記載を追加する。	法第317条の3の2第1項	令和5年1月1日
7	(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第36条の3の3第1項	見出し修正 規定の整備	<配偶者特別控除の適用要件の明確化及び記載事項の追加> 公的年金等受給者が市へ提出する扶養親族等申告書に、配偶者特別控除を適用する場合の所得要件等を明確化し、「特定配偶者の氏名」の記載を追加する。	法第317条の3の3第1項	令和5年1月1日
8	(固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第73条の2第1項	規定の整備	<閲覧時の住所表示の特例措置> 登記所から市町村への登記済通知書に、「DV被害者等の住所に代わる事項」がある場合は、当該事項を記載したものを閲覧に供する。	法第382条の4	令和6年4月1日
9	(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第73条の3第1項	規定の整備	<証明書に記載する住所表示の特例措置> 登記所から市町村への登記済通知書に、「DV被害者等の住所に代わる事項」がある場合は、当該事項を記載したものを交付する。	法第382条の4	令和6年4月1日

第1条による改正

	No	改正条項	形態	内容	地方税法等の関係法令	施行期日
第1条による改正	10	(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除) 附則第7条の3の2第1項	規定の整備	<適用期限等の延長> 適用期限を「令和3年」から「令和7年」に、控除期間を「10年」から「13年」に延長する。	法附則第5条の4の2第5項	令和5年1月1日
	11	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 附則第10条の2第2項	規定の整備	<わがまち特例による課税標準の特例割合の変更> 公共下水道の排水区域内の工場等に設置した除害施設の特例課税標準について、参酌基準の変更に伴い特例割合を「4分の3」から「5分の4」に変更する。	法附則第15条第2項第5号	公布の日
	12	(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 附則第16条の3第2項	規定の整備	<課税方式の見直し> 個人住民税の所得割額の課税標準の算定について、所得税と個人住民税の課税方式を一致させる。	法附則第33条の2第6項	令和6年1月1日
	13	(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例) 附則第17条の2第3項	規定の整備	引用条文の削除	法附則第34条の2第6項	令和5年1月1日
	14	(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 附則第20条の2第4項	規定の整備	<課税方式の見直し> 個人住民税の所得割額の課税標準の算定について、所得税と個人住民税の課税方式を一致させる。	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第10項	令和6年1月1日
	15	(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例) 附則第20条の3第4項、第6項	規定の整備	<課税方式の見直し> 個人住民税の所得割額の課税標準の算定について、所得税と個人住民税の課税方式を一致させる。	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第13項、第15項	令和6年1月1日
	16	(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例) 附則第24条	条文の削除	No.10の改正に伴い削除	法附則第61条第3項、第4項	令和5年1月1日
第2条による改正	17	令和3年改正条例第1条のうち第36条の3の3第1項の改正規定	規定の整備	<公的年金受給者の扶養親族等申告書への記載事項の追加> 令和3年改正令和6年1月1日施行予定の、公的年金等受給者が提出しなければならない扶養親族等申告書に記載する扶養親族の要件に「退職手当の所得を有する者」を追加する。	令和4年改正法附則第27条	令和5年1月1日
	18	令和3年改正条例附則第2条	文言修正		令和3年改正法附則第10条	令和6年1月1日

納税証明書の交付等における住所表示の特例



登記所

不動産登記を行った場合、
市町村に対して登記の情報を通知



<現在の通知事項>

- ・ 登記名義人の氏名・住所
- ・ 所在地、地番、地目、地積
- ・ 構造、床面積



等

<今後追加する通知事項>

- ・ 登記名義人の死亡の符号
- ・ 外国居住者の国内連絡先
- ・ 会社法人等番号
- ・ DV被害者等の住所に代わる事項

等



固定資産がある市町村



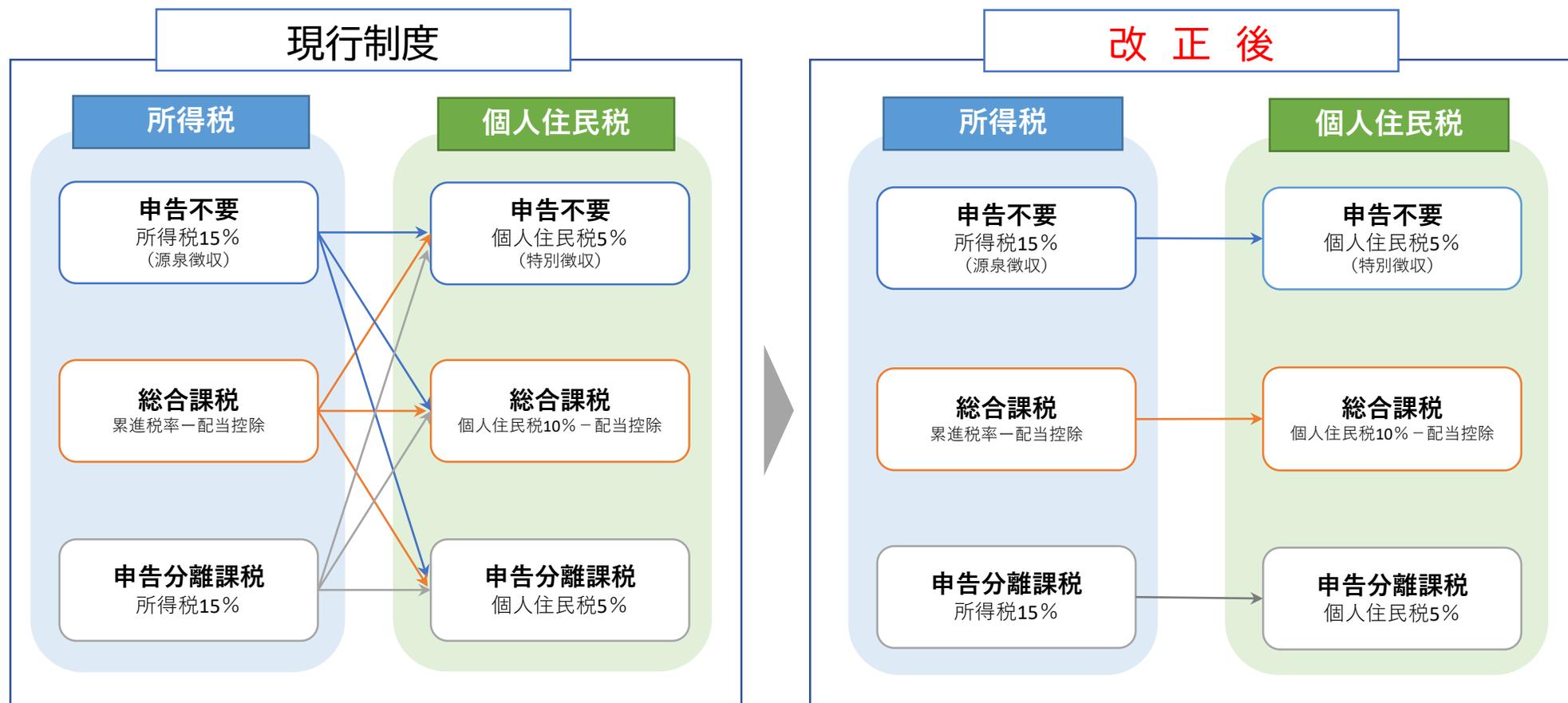
- ・ 納税証明書の交付
- ・ 固定資産課税台帳の閲覧
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書の交付

市が納税証明書等を交付する場合において、登記に記載されている者がDV被害者等であるときは、登記簿上の住所ではなく「住所に代わる事項」を記載しなければならない。

※令和6年4月1日施行

上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し

- 現行制度においては、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能。
- 金融所得課税は、所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどを踏まえ、公平性の観点から、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとする。（※令和6年1月1日施行）



※上場株式等の譲渡所得等については、申告不要と申告分離課税の選択が可能。